消費税が財政再建につながらないのはなぜか

Why the Consumption Tax does not reconstruct the national finance

冨永　和人

1　はじめに

消費税は、増加する社会保障費用のための安定した財源となり、また財政再建に資する――この認識は、消費税の導入当初から 30 年以上を経た現在に至るまで疑われたことがないと言ってよいと思われる [1)]。だが現実を見るに、その導入以降、財政状況は悪化の一途を辿っている。

本稿では、消費税を含めた税制自身がその悪化に主たる役割を果たしてきた可能性を、いくつかのデータと共に示す。

2　消費税は財政を改善していない

我が国の財政の困難は特例公債の発行額に現れている（図 1）。この 20 年ほど毎年度の政府支出が税収を大きく上回り、歳入の 30 % ほどを特例公債に依存する状態が慢性化している。

図 1　特例公債発行額の推移（1965～2019 年）

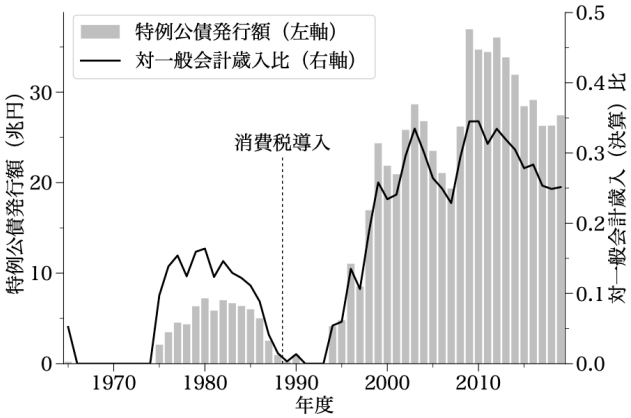

資料：財務省「国債発行額の推移（実績ベース）」及び「明治初年度以降一般会計歳入歳出予算決算」

歳出増は社会保障給付の増大による部分が大きいため、この財政悪化の原因はよく高齢化などの人口構成の変化に求められる。確かに社会保障給付費は ’70 年頃から漸増しているが（図 2）、総人口対就業者数比は約 2 のまま不変（図 3）であって就業者 1 人が非就業者 1 人を支える構造に変化はなく、就業者数と非就業者数にも急激な変化はない（図 4）。図 1 に見られる ’90 年代の急激な財政悪化を人口構成要因で説明するのは難しいと思われる。

図 2　社会保障給付費の推移（1950～2019 年）

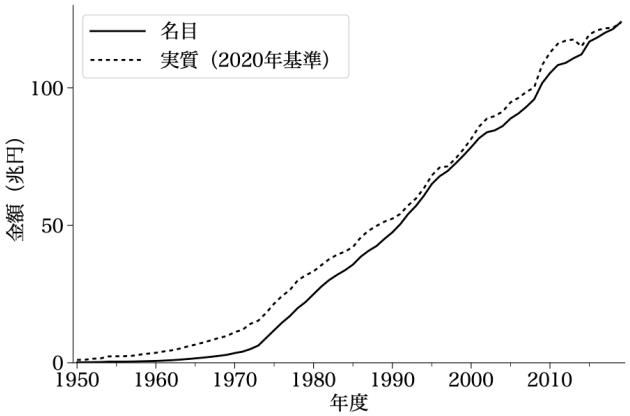

資料：国立社会保障・人口問題研究所　令和元年度　社会保障費用統計、総務省統計局　消費者物価指数　2020 年基準長期時系列データ

図 3　総人口対就業者数比の推移（1973～2015 年）

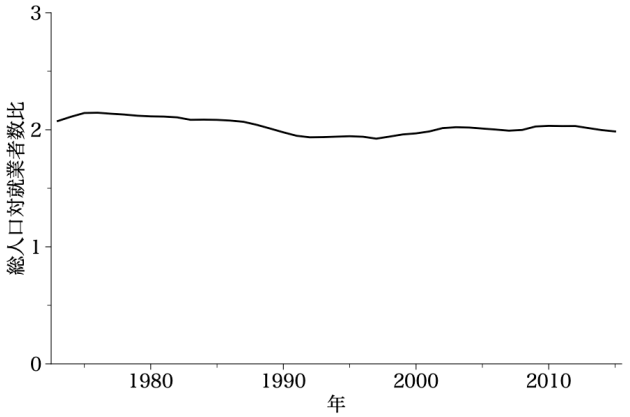

資料：人口推計、労働力調査

また図 1 からは、財政状況が消費税導入によって少しでも改善されたり、悪化が抑えられたようには見えない。高齢化による社会保障給付の増加を見込んだ税制改革の一環として消費税を導入したのだから [2)]、それが実際に起きた状況で効果がなければ政策として無意味だろう。

図 4　就業者数と非就業者数の推移（1973～2015 年）

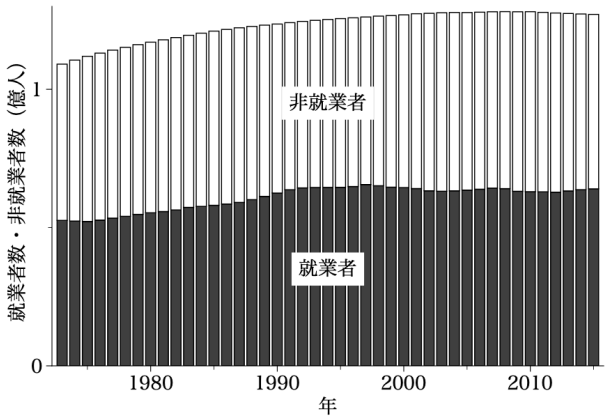

資料：人口推計、労働力調査。非就業者数は総人口から就業者数を差し引いて求めた。

図 5　国税の新規滞納発生額（1989～2017 年）

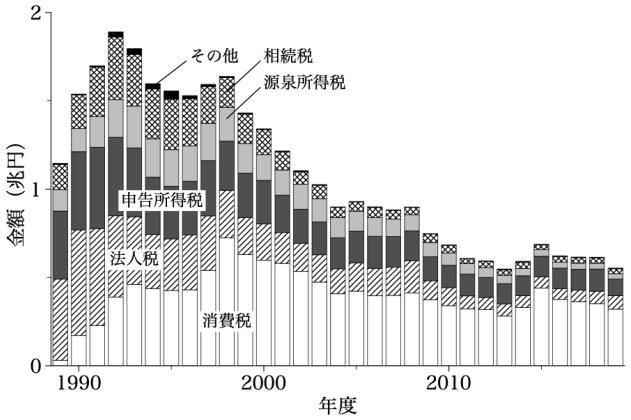

資料：国税庁　統計年報書

3　消費税は財源を拡大していない

このような事実にもかかわらず、消費税が財政再建に役立つという認識が疑われることは皆無と言っていい。その理由は、「労働者や企業が所得から支払う所得税・法人税と、消費者が商品を買うときに支払う消費税は、別のところからお金を取っている」という認識に疑う余地がないためだろう。税として政府に移転される経済価値の在処を税源と呼ぶとすると、消費税の税源には消費者の資産が含まれるから、所得税・法人税の税源とは異なるということである。

これに対して筆者は、市場取引による税負担の転嫁は原理的に起きないため、消費税は企業に対する直接税であると示し [3)]、税負担の転嫁は認知バイアスによる誤認だろうと論じた [4)]。

消費税が企業に対する直接税であることは、新規滞納の発生状況によっても裏付けられる（図 5）。法人税の滞納に対し、消費税の滞納の新規滞納総額に占める割合は、消費税率の引き上げにつれ格段に増えている。企業の納税のための原資は手元に残した利益であり、法人税は基本的にその一部を支払うが、消費税は付加価値額に対して課され、企業は通常、付加価値の全てを手元に残せないので（人件費支払などがある）、税額が利益を超えうる。

消費税が直接税なら、その税源は基本的に企業の所得であり、法人税や事業所得税と共通である。よって消費税はこれらと別の財源になっていない。法人税は消費税を納めた後の利益に対して課されるため、消費税によって法人税収は減らざるを得ない。

図 6 は税収総額と主要税目税収の推移である。消費税導入とその税率引き上げは、その税収だけは確実に得ているが、税収総額の増加に寄与しているとは言いにくい。近年（'15～'18 年度）の消費税収は毎年 17 兆円強、対 GDP 比で 3 % を超えるにもかかわらず、税収総額対 GDP 比（図 7）は消費税導入前とほぼ変わらず 10 % 程度のままである。GDP はおよそ総所得を表す。所得課税に加え消費課税を財源としたはずなのに、総所得に対して以前と同じ割合を税収としている。

図 6　一般会計税収と主要税目税収の推移（1969～2019 年）

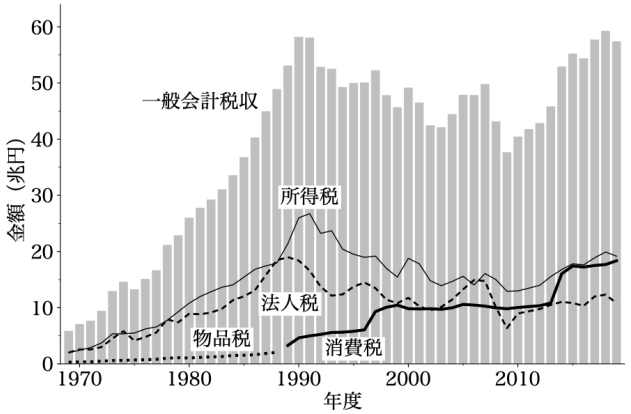

資料：一般会計決算（各年度）

以上、原理的にも事実からも、消費税導入は財源を拡大していないと判断してよいのではないだろうか。

4　消費税は中立か

消費税は経済活動に中立な理想的間接税であると一般に認識されている [5)]。中立である理由はおよそ以下のように説明される [6)]。

1. 取引の各段階で課されるが、累積課税が排除されているため、企業の垂直的統合を促進しない。
2. 原則として全ての財・サービスに課されるため、消費パターンの変化を引き起こさない。

図 7　一般会計税収額対 GDP 比（1969〜2018 年）

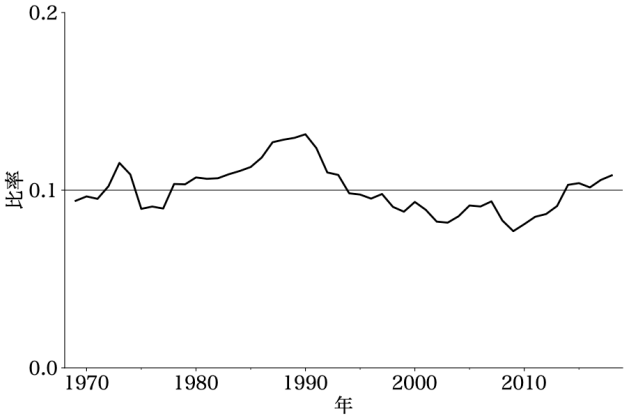

注：各年について、税収は会計年度、GDP は暦年の資料で簡易的に計算した。資料：一般会計決算（各年度）、国民経済計算

3. 資本財を含めて企業の全ての購入が控除されるため、労働と資本の代替と関係がなく、生産方式を変化させない。

このうち 3 には問題があると思われる。説明の部分を引用する [7]。

> ［「消費型」付加価値税］の特徴は、付加価値の算定に当たり資本財を含め企業のすべての購入が［売上から］控除される点にある。［中略］資本財が課税の対象から外されることから、労働と資本の代替も税負担とは無関係であり、生産方式に関して中立的となる。

原材料などの資本財の購入は仕入となり売上から控除されるが、賃金は仕入には含まれず売上から控除されない [8]。このように「労働力の購入」が控除されないため、資本による労働の代替が促される可能性がある [9]。例えばレジ係を無人レジ機で置き換えるなどである。

影響はこの種の代替のない生産抑制及び賃金削減としても現れると思われる。企業の目的が最終的に手元に残る利益なら、企業は賃金を現在の状態から増やすかどうかを、利益の増減に基づいて限界的に判断するだろう。以下、法人所得税と付加価値税の有無について 4 つのパターンでこれを検討する。

■税がない場合　いま、ある企業の単位時間当たりの収益が売上 S、費用が仕入 P と賃金 L とすると、利益 E は

$$E = S - P - L$$

と表される。この状態から労働者を 1 人新たに雇い、それに伴って仕入を増やして生産を行うときの賃金、仕入、売上の限界的増加をそれぞれ ΔL、ΔP、ΔS とすると、限界利益 ΔE は

$$\Delta E = \Delta S - \Delta P - \Delta L$$

であり、限界付加価値 $(\Delta S - \Delta P)$ を ΔV とおくと、ΔE が正である条件は

$$\Delta V > \Delta L \tag{1}$$

である。この条件が成り立つ場合、企業が実際に労働者を 1 人増やし、合わせて仕入を増やして生産を行ったときの利益 E' は

$$E' = E + \Delta E > E$$

となり、利益は増える。よって式 (1) の条件の下で企業は雇用を増やして生産を拡大するよう動機づけられるだろう。

■法人所得税のみがある場合　企業の所得（売上から仕入と賃金を差し引いたもの）に対し、税率 r（$0 < r < 1$）で課される法人所得税を考える。企業の（納税後の最終的な）利益 E は、付加価値 $(S - P)$ を V とおくと

$$E = (1 - r)(V - L)$$

人員増による限界利益は

$$\Delta E = (1 - r)(\Delta V - \Delta L)$$

となる。ΔE が正である条件は

$$(1 - r)(\Delta V - \Delta L) > 0$$

$0 < r < 1$ に注意して両辺を $(1 - r)$ で割り

$$\Delta V - \Delta L > 0$$

よって

$$\Delta V > \Delta L$$

となり、税がない場合と同じである。よってこの法人所得税はいま問題としている企業の判断に中立である。式に r が現れないので、税率の大小はこの判断に影響を与えない。

■付加価値税のみがある場合　創出した付加価値に対して税率 r'（$0 < r' < 1$）で課される付加価値税のみがあるとすると、企業の納税後利益 E は

$$\begin{aligned} E &= V - L - r'V \\ &= (1 - r')V - L \end{aligned}$$

である。人員増による限界利益は

$$\Delta E = (1 - r')\Delta V - \Delta L$$

であり、これが正である条件は

$$(1-r')\Delta V - \Delta L > 0$$

$0 < r' < 1$ に注意して整理すると

$$\Delta V > \frac{\Delta L}{1-r'} \tag{2}$$

となる。これは税がない場合の条件（式 (1)）と異なるので、付加価値税はいま問題としている企業の判断に中立ではない。

■法人所得税と付加価値税の両方がある場合　我が国の消費税及び法人税と同様に、付加価値税の納税後の所得に法人税が課されるとする。この場合の企業の最終的な利益は

$$E = (1-r)(V - L - r'V)$$

限界利益は

$$\Delta E = (1-r)(\Delta V - \Delta L - r'\Delta V)$$

これを正とおいて整理すると

$$\Delta V > \frac{\Delta L}{1-r'}$$

が得られ、付加価値税のみがある場合と同じになる。

付加価値税の存在は、具体的にどう企業の判断を変えうるか。分かりやすいように消費税の税率を用いて式 (2) を書き直す。前述した付加価値税の税率 r' と、それと税額が等しくなる消費税の税率 c（$c > 0$）には以下の関係がある（導出は付録 A）。

$$r' = \frac{c}{1+c}$$

これを c について解いて整理し、式 (2) に代入すると

$$\Delta V > (1+c)\Delta L \tag{3}$$

となる。これに対し、付加価値税がない場合（税がない、または法人所得税のみがある場合）は

$$\Delta V > \Delta L \tag{1}$$

（再掲）である。$c > 0$ であるから、式 (1) と式 (3) それぞれの右辺の間には

$$\Delta L < (1+c)\Delta L$$

の関係があり、よって

$$\Delta L < \Delta V < (1+c)\Delta L \tag{4}$$

となる ΔV の範囲がある。この範囲は「人を増やせば賃金の増加を上回る粗利益の増加が見込めるが、それに加えて賃金の増加分に消費税率を掛けたもの（$c\Delta L$）を粗利益に上乗せすることはできない状況」を表す。企業がこの条件下にあるとき、付加価値税がなければ人員増による生産拡大を促されたはずのところ、その選択をしない（あるいは逆に人員を削減し生産を抑制する）方向に動機づけられることになる。例えば

$$\Delta V = 104$$
$$\Delta L = 100$$

という組合せと消費税率 0.05 は式 (4) を満たす。この数値例を用いた検討を付録 B に示す。

式 (4) はまた、消費税率 c の違いが企業の選択を変えることも示している。c が大きければ式 (4) が成り立つ ΔV の範囲はより広い。ΔL が不変で、ΔV が限界生産力逓減に従うなら、ΔE が正から負に変わる

$$\Delta V = (1+c)\Delta L$$

の点で企業の利益は最大となる。このため、例えば $c = 0.03$ の下で利益を最大化していた企業は、c が 0.05 に引き上げられると、人員を削減し生産を縮小することで（それにより ΔV は逓増する）再び利益を最大化するだろう。

以上から付加価値税の中立性は疑わしいと筆者は考える。図 8 は GDP の推移、図 9 は民間給与の推移である。消費税が ’89 年に税率 3 % で導入されて両者の伸びは鈍化し、’97 年に税率 5 % に引き上げられてからは停滞あるいは減少傾向である。経済が技術進歩やインフラ整備などによって基本的に成長するものと考えると、我が国で長年このような現象が続いてきたのは異常であり、ここまで見たように付加価値税の性質からも、また導入や税率引き上げの時期的にも、原因の 1 つとして消費税が疑われてよいのではないだろうか。

5　企業行動の変質

前節で示した付加価値税の非中立性によって引き起こされた企業行動の変化が財政悪化の大きな原因の 1 つだと筆者は考える。具体的には以下の変化である。

1. 付加価値創出の抑制
2. 家計への所得分配の削減
3. 借り入れの抑制、圧縮
4. 自らの生産より他者への投資による収益を指向

このうち 1 と 2 の変化が起こる機序と、その傍証となるデータ（GDP 及び民間給与の推移）は前節に示した。

図 8　GDP の推移（名目、1955～2019 年）

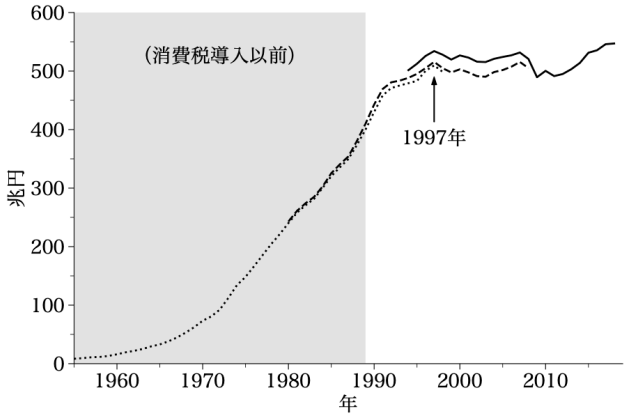

資料：国民経済計算 1998 年度確報（1990 年基準）、2008 年度確報（2000 年基準）、2018 年度推計（2011 年基準）。連結せずそれぞれのデータをプロットした。

図 9　民間給与の推移（1972～2020 年）

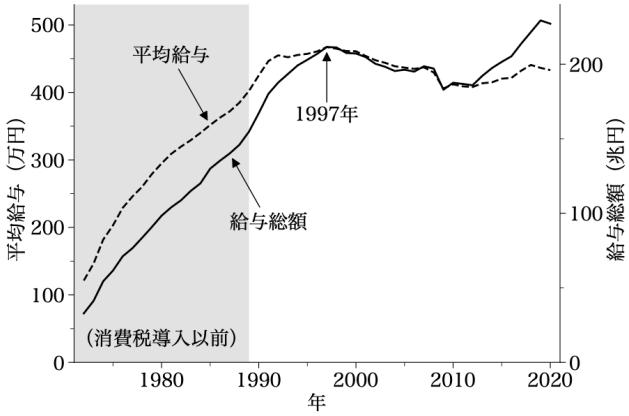

資料：民間給与実態統計調査（2020 年分）

資金過不足の推移（図 10）は変化 2 と 3 を裏付ける。’90 年以前は一貫して家計が資金余剰、企業が資金不足であり、企業の投資が不足する際には政府が投資を増やし（’80 年前後）、家計の資金余剰は維持されてきた。しかし消費税が導入された ’90 年頃からは企業の貯蓄主体化が進み、同時に家計の資金余剰は大きく減少した。これは企業が借り入れを抑えて設備投資を控え、利益を内部留保して、家計への所得分配を削減したことを示していると思われる。

企業の借入と内部留保の推移もこの説明と整合する。企業の借入総額の目安として、非金融法人企業の株式を除く負債総額を見ると（図 11）、そのピークは（バブル崩壊直後などではなく）消費税率の引き上げ時（’97 年）にある。内部留保もその頃から増加が顕著であり（図 12）、企業が家計への所得分配を抑制していることがわかる。

法人税減税も内部留保増の大きな原因だろう。’98 年、’99 年と続いた法人税率の引き下げと同時に内部留保の急激な増加が始まっている。利益に課される法人税は 4 節で見たような中立性を生産に関して持つが、企

図 10　制度部門別資金過不足の推移（1970～2017 年）

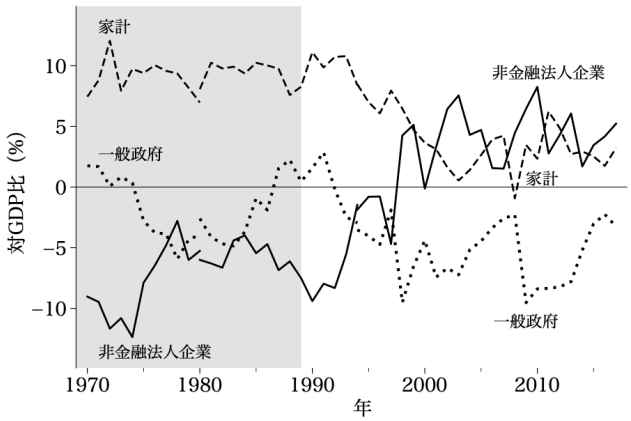

資料：国民経済計算。1980 年まで平成 2 年度確報、1994 年まで平成 20 年度確報、以降平成 29 年度推計のデータを単純にプロットした。

図 11　非金融法人企業の負債（株式除く）の推移（1969～2019 年）

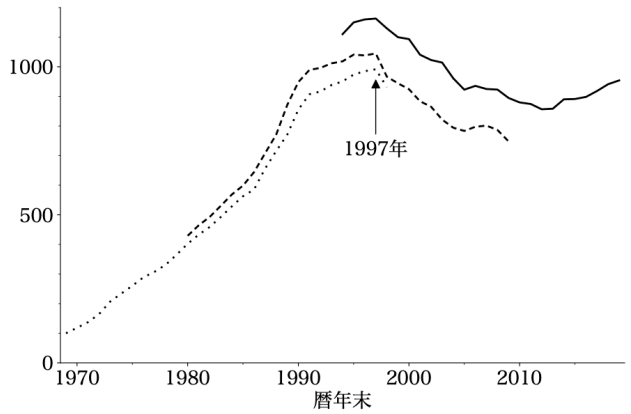

資料：内閣府　国民経済計算 1998 年度（1990 年基準）、2009 年度（2000 年基準）、2019 年度（2015 年基準）。連結せずそれぞれをプロットした。

図 12　非金融法人企業の内部留保と総資産額の推移（1975～2020 年）

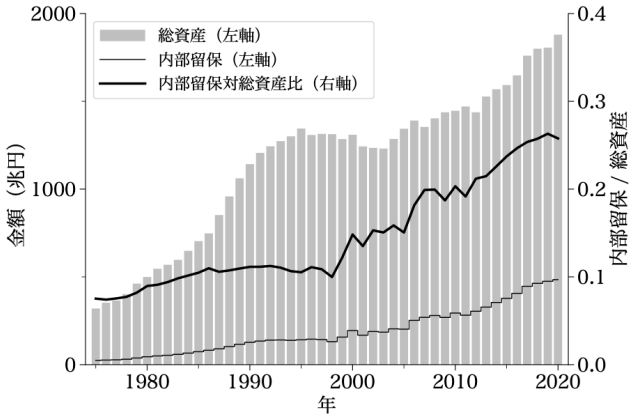

資料：法人企業統計調査（2020 年度）。内部留保としては利益剰余金（利益準備金＋積立金＋繰越利益剰余金）をプロットした。

業は利益を配当などの営業外収益から得ることもできる。消費税が生産を抑制しつつあるところで法人税率の引き下げが起きて利益を留保しやすくなり、それを証券投資や直接投資に回して配当収益を得ることが相対的に有利になった可能性がある。このような代替も設備投資の抑制要因となりうるだろう。

企業の内部留保は主に対外投資に回っていることが指摘されており[10]、近年の企業の業績改善には受取配当金の増加が寄与していると分析されている[11]。営業利益と営業外損益の推移を見ると（図 13）、'90 年代前半までは営業外の損失（図には示していないが主に支払利息による）を営業利益で補っていたのが、それ以降、営業外損益で経常利益を下支えするように変化してきている。

図 13　法人企業全体の営業利益と営業外損益の推移（1960〜2020 年）

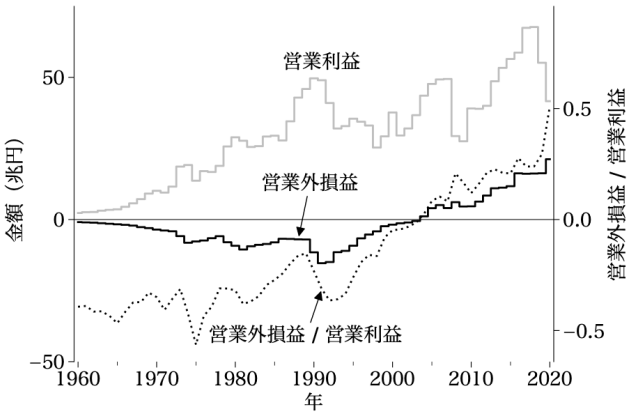

資料：法人企業統計調査（2020 年度）時系列データ、全規模・全業種の合計（金融業・保険業を除く）

以上の観察を次のように整理したい。'90 年頃から 10〜20 年かけて、企業が家計に所得をなるべく分配せず、借入による設備投資も控えて、内部留保を用いた営業外収益から経常利益の一部を上げるようになった。その主原因は、消費税の導入及びその税率引き上げと、法人税率の引き下げであろう。企業行動のこの変質が、マクロには低成長経済への転換となった。'10 年頃からの弱々しい成長は、この変質——具体的には、4 節で述べた限界生産力逓減に誘導される賃金削減とそれに伴う余剰設備の整理、また各税の税率に応じた生産力と営業外損益の間の調整など——が広く行き渡って低成長経済への転換が完了し、技術進歩などの効果が再び出始めたことを示しているのではないか。

この整理に基づき、'70 年代以降を次の 3 つの時期に分ける。

- 安定成長期（〜'90）
- 転換期（'90〜'10）
- 低成長期（'10〜）

次節では、この経済構造の転換がどのように財政状況を悪化させたかを論じる。

6　財政収支悪化の原理

1 つの経済が、ある時点において生産物を生産する能力には上限がある。それはインフラや設備、人員配置、取引関係などによって決まる、いわば物理的な制約である。財政支出は、その制約の範囲内で生産される物の一部を特定の者（政府自身や移転支出先）に配分する。

筆者は以前、単純な閉鎖経済のモデルについて、民間の必要と政府の公的な必要（社会保障含む）の両方に応えられる生産能力をその経済が持つなら、政府の必要を賄う財源は総所得にあること、また民間経済主体の借り入れによる投資でその財源が拡大することを示した[12]。

概略は次の通りである。現役（生産を行う者の総体）が Y という量の生産を行い、そのうち公的必要のために政府が C_0 という額を支出して購入・利用し、残り $(Y - C_0)$ の量を現役が購入して利用すると、現役の手元には生産の対価 Y から自らの利用のために支出した額 $(Y - C_0)$ を差し引いた額 C_0 の貨幣が残り、それを税として収納すれば政府の収支はバランスする。こうすると現役は貯蓄ができないが、現役の誰かが B だけの借り入れを行い支出するなら、生産の結果として現役の手元には $(C_0 + B)$ の貨幣が残り、税源は B だけ拡大するので、そのうち C_0 を税収としても現役には B が貯蓄として残る。

さて、これに基づくと、財政収支が悪化しないためには、十分な生産能力がある前提の下で、

- 民間の借り入れによる投資が十分な財源を生み出していること
- 財源から適切に税収を得る仕組みがあること

が必要だと言えるだろう。

現状で企業の借り入れによる設備投資が抑制されているのは既に示した通りである。これにより税源の拡大が妨げられ、所得税収の伸び悩みが起きていると思われる（図 6 参照）。企業は逆に資金余剰となっているため、法人税の税源が拡大している可能性はあるが、だとしても法人税率の引き下げによりその税源を有効に利用できていないのではないか。

財源から税収を得る仕組みについては、3 節で述べた通り、企業への直接税たる消費税の税源は基本的に企業の所得であり、法人税（また事業所得税）と同じである。このため原理的には消費税を用いずとも同じ税収が他の

所得課税で得られる。4 節で論じたように、法人所得税に比べて消費税には、生産の抑制を通して自身の税源である企業の所得（加えて個人所得税の税源である家計の所得）を縮小する効果があると思われる。また既述の通り、消費税は企業の利益を超えた額の納税を求めることがある。以上から消費税は、企業の所得という同じ税源から税収を得る仕組みとして、通常の所得課税より劣っていると考える。

では消費税が本来企図したような、消費者の資産も税源となる税を考えたらどうだろう。政府債務残高は現在 1,200 兆円ほど [13] で、家計の金融資産は約 1,900 兆円、そこから年金・保険などと負債を差し引いた 1,000 兆円程度を余裕資産と見なし、それを全て徴税して債務返済に充てたなら、財政を建全化できるか [14]。残念ながらこれは本質的解決に至らない。低成長期である直近 10 年（'10〜'19 年）の特例公債平均発行額が毎年 30.9 兆円であるのに対し、同様に計算される家計の余裕資産の年平均の伸びは 25.9 兆円に過ぎない（企業が家計への所得分配を絞っているためである）。家計の資産形成をこのように否定しても、公債残高は増え続けることになる。そもそも金融資産は資金余剰の蓄積なので、財源は結局、生産から発生する収支の余剰にしかない [15]。

以上から、現下の財政収支悪化の核心は生産活動の抑制を原因とする財源不足、具体的には借り入れでの民間設備投資の不足であり、税制自身がそれを引き起こした中心的要因であろうと思われる。

7　おわりに

本稿では、データから企業行動の変質を見定め、それに基づいて '70 年頃以降の我が国経済を安定成長期、転換期、低成長期の 3 つに区分した。消費税導入を含む税制改革のきっかけとなった '80 年頃の特例公債発行増は、経済が成長し（図 8）、税収も伸びている（図 6）中で起きた一時的なものであり、現在の慢性的なそれとは性質が全く異なっていたと思われる。

論じたように、この経済の転換は主に消費税の導入及び税率の引き上げと法人税率の引き下げによって起きたと考えられる。本稿では触れなかったが、消費税と同様に付加価値創出と賃金分配を抑制する効果を持つと思われる社会保険料の企業負担も、度重なるその料率引き上げによってこの転換の一因となった可能性がある。

以上から、消費税の廃止と所得課税への回帰、加えて社会保険料企業負担の所得課税への一本化が、財政再建と我が国経済の立て直しへの確かな道であると筆者は考える。

付録 A　税率の変換

税込みの売上を S、税込みの仕入を P とする。消費税率を c とすると（$c > 0$）、税額 T は S のうちの消費税分から P のうちの消費税分を差し引いて求まる。

$$T = \frac{c}{1+c}S - \frac{c}{1+c}P$$

これを変形し

$$T = \frac{c}{1+c}(S - P)$$

付加価値 $(S - P)$ に対し税率 r' で課される付加価値税の税額 $r'(S - P)$ と比べて

$$r' = \frac{c}{1+c}$$

を得る。

付録 B　付加価値税が中立でない数値例

企業がいま

$$\begin{aligned} \text{仕入 } P &= 300 \\ \text{賃金 } L &= 500 \\ \text{売上 } S &= 1000 \end{aligned}$$

という状況にあり（$V = 700$）、ここから賃金を 100、原材料の仕入を 50 増やして生産すると売上が 154 増える、つまり

$$\begin{aligned} \Delta P &= 50 \\ \Delta L &= 100 \\ \Delta S &= 154 \end{aligned}$$

であるとする（$\Delta V = 104$）。

税がない場合、現在の利益は

$$\begin{aligned} E &= V - L \\ &= 700 - 500 \\ &= 200 \end{aligned}$$

人員を 1 人増やして生産するときの利益 E' は

$$\begin{aligned} E' &= (V + \Delta V) - (L + \Delta L) \\ &= 804 - 600 \\ &= 204 \end{aligned}$$

で E より 4 大きく、利益は増える。

税率 0.4 の法人所得税のみがあると、現在の利益は

$$\begin{aligned} E &= (1 - r)(V - L) \\ &= (1 - 0.4)(700 - 500) \\ &= 120 \end{aligned}$$

人員を 1 人増やして生産するときの利益 E' は

$$\begin{aligned} E' &= (1-r)((V+\Delta V)-(L+\Delta L)) \\ &= (1-0.4)(804-600) \\ &= 122.4 \end{aligned}$$

で E より 2.4 大きく、利益増になる点では税がない場合と同じである。

税率 0.05 の消費税のみがあると、現在の利益は

$$\begin{aligned} E &= V - L - \frac{c}{1+c}V \\ &= 700 - 500 - \frac{0.05}{1.05} \times 700 \\ &\fallingdotseq 166.7 \end{aligned}$$

人員を 1 人増やして生産するときの利益 E' は

$$\begin{aligned} E' &= (V+\Delta V)-(L+\Delta L)-\frac{c}{1+c}(V+\Delta V) \\ &= 804 - 600 - \frac{0.05}{1.05} \times 804 \\ &\fallingdotseq 165.7 \end{aligned}$$

で E より 1.0 ほど小さく、利益減となる。

もしも人員減についても、人員増と対称に

$$\begin{aligned} \Delta P &= 50 \\ \Delta L &= 100 \\ \Delta S &= 154 \end{aligned}$$

つまり 1 人の人員減が 100 の賃金減、50 の仕入減、154 の売上減をもたらすなら、税がない場合に人員を実際に 1 人減らす場合の利益 E' は

$$\begin{aligned} E' &= (V-\Delta V)-(L-\Delta L) \\ &= 596 - 400 \\ &= 196 \end{aligned}$$

で E（= 200）より 4 小さく、利益減となる。

法人所得税の場合も

$$\begin{aligned} E' &= (1-r)((V-\Delta V)-(L-\Delta L)) \\ &= (1-0.4)(596-400) \\ &= 117.6 \end{aligned}$$

で E（= 120）より 2.4 小さく、利益減となる。

消費税の場合は

$$\begin{aligned} E' &= (V-\Delta V)-(L-\Delta L)-\frac{c}{1+c}(V+\Delta V) \\ &= 596 - 400 - \frac{0.05}{1.05} \times 596 \\ &\fallingdotseq 167.6 \end{aligned}$$

で E（≒ 166.7）より 1.0 ほど大きく、利益増となる。つまり人員と原材料仕入を減らして生産を縮小したほうが利益が大きくなる。与えられた ΔV と ΔL の状況が式 (4) の条件を以下のように満たしているために

$$100 < 104 < 1.05 \times 100$$

付加価値税の有無が異なった選択を促す。

（とみなが　かずと　和情（かのう）報網）

---

1) 関口智「国の財政と消費税の歴史的展開」、『消費税の研究』（日税研論集 Vol. 70）、日本税務研究センター（2017）、pp.89–159

2)「人口の高齢化が世界に例をみない速度で進展する状況の下で、現行制度を前提とすると、社会保障給付が急速に増加するものと見込まれ、これに伴い社会保障負担についても相当の増加が予想されている。」（税制調査会『税制改革についての中間答申』（1988）、p.5）

3) 拙著「消費税負担の理論的再検討」、『税制研究』77 号（2020）、pp.14–21

4) 拙著「『税負担の転嫁』はどのように認識されるか」、『税制研究』79 号（2021）、pp.80–86

5) 沼田博幸「仕入税額控除方式の機能と役割」、『税研』197 号、日本税務研究センター（2018）、pp.34–39

6) 石弘光『消費税の政治経済学』、日本経済新聞出版社（2009）、pp.29–32

7) 前掲・石、p.20

8) 断りのない限り、仕入や売上は市場価格に基づくもの、つまりいわゆる「消費税込み」の額を表すものとする。

9) これに対しては次のような反論があろう：「資本財の購入時には消費税分を対価に含めて支払っており、賃金が売上から控除されずそれについて消費税を支払うのはそれに相当する。企業はこの両者について等しく消費税を支払うのだから中立である」。既述の通り、市場取引によって税負担が転嫁されることはなく「消費税分」は税の支払いではないと筆者は考えている。従来の租税論の立場に立つとしても、①税額の価格への完全な上乗せが起きていて、かつ②税を対価に含めて支払うという間接的な税負担と税法上の義務に基づき納税するという直接的な税負担が同じ程度の私人誘導を引き起こすなら先の反論は成立するだろうが、消費税について税額の完全な上乗せが起きているかどうかは不明であるし、また間接税の「痛税感」が直接税より低いことは一般的に認められていて、誘導の程度は異なると考えるのが妥当と思

われる。なお筆者は、「間接税による税負担」は価格騰貴によって自らの貨幣性資産や所得の価値の目減りを被ることであり、「直接税の税負担」は所有する経済価値を政府に一方的に給付することであって、性質が全く異なり、そのために「痛税感」も異なるのだろうと考えている。

[10] 太田珠美『内部留保は何に使われているのか』、大和総研リサーチレポート（2015）

[11] 若松寛「平成 28 年度年次別　法人企業統計調査結果と調査からみた企業動向」、『ファイナンス』53 巻 8 号、財務省（2016）、pp.2–8

[12] 拙著「社会保障財源、所得課税、貯蓄の関係について」、『税制研究』80 号（2021）、pp.85–95

[13] 財務省「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高（令和 3 年 9 月末現在）」によると、国債及び借入金現在高の合計は 1,216 兆 4,634 億円となっている。

[14] 家計についての数字は国民経済計算 2019 年度版（2015 年基準）より。

[15] ただし利子はここでは捨象している。